

公益社団法人野洲市シルバー人材センター

役員報酬及び役員費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人野洲市シルバー人材センター定款（以下「定款」という。）第15条の規定により、役員報酬及び役員固有の職務に係る費用の弁償について必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般社団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益社団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、公益社団法人野洲市シルバー人材センター（以下「センター」という。）の役員に支給する報酬及び費用弁償の妥当性と透明性の確保を図るものとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第11条に定める役員をいう。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、手数料等をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第15条第1項の規定に基づき役員に支給する報酬は、理事長にあっては月額とし、その他の役員にあっては日額とする。

- 2 報酬の額は、別表のとおりとする。
- 3 職員として雇用し、給与を支給している役員には報酬を支給しない。
- 4 月額報酬の支給日は、公益社団法人野洲市シルバー人材センター職員給与規程第7条を、日額報酬の支給日は、公益社団法人野洲市シルバー人材センター配分金規程第3条を準用する。
- 5 役員には、賞与及び退職慰労金を支給しない。
- 6 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(日割計算)

第4条 前条の規定により理事長に報酬を支給する場合であって、その月の初日から支

給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その理事長の報酬の額は、日割計算により算出した額（1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を支給する。

（費用の支給）

第5条 センターは、役員が職務の遂行に当たって負担した費用については、これの請求のあった日の翌月末までに支払うものとする。ただし、前払いを要するものについては、前もって支払うものとする。

2 役員がセンターの業務上の必要により出張する場合は、公益社団法人野洲市シルバー人材センター職員旅費規程による。ただし、市内交通費は支給しない。

3 費用のうち手数料等の額は、その実際に要した額とする。

（公表）

第6条 センターは、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（規程の改廃）

第7条 この規程の改廃は、総会において決定するものとする。

（委任）

第8条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

付 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年5月28日から施行する。

別表（第3条関係）

役職名	報酬の額
理事長	月額 50,000円
理事及び監事	日額 3,000円 (理事長が招集する会議に出席した日を支給対象とする。)